

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第1回家きん疾病小委員会議事要旨

1. 日 時：平成15年12月18日（木）10：00～12：00

2. 場 所：農林水産省消費・安全局第3会議室

3. 出席者：

（臨時委員）

岡部委員、喜田委員、寺門委員、深澤委員

（専門委員）

大槻委員、山口委員、及川委員

（事務局）

中川消費・安全局長、栗本衛生管理課長 ほか

4. 議 題

（1）小委員長選出

（2）関連資料説明

（3）特定家畜伝染病防疫指針作成について

（4）高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)について

（5）今後のスケジュールについて

（6）その他

5. 議 事

○栗本衛生管理課長による開会の発言の後、中川消費・安全局長より、挨拶があった。

○続いて、資料確認、委員紹介、事務局紹介の後、臨時委員の互選により喜田委員が委員長に選出された。

○喜田小委員長

それでは、これより審議に入る。12時をめぐりにまとめたいと思う。まず、資料3から資料6について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（資料3～6について説明）

○喜田小委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあったことについて、何か質問があるか。なければ、続けて指針の説明をお願いします。

○事務局

（資料7、8について説明）

○岡部委員

人で発生した場合の公衆衛生部局からの連絡というものについては規定しないのか。通常、初発例は鳥よりも人が先に症状が見つかることもある得る。厚労省、農水省相互のコミュニケーションを図る必要はあるだろう。この指針は最初に動物で発生したことを規定しているもの。

○事務局

関係機関との連携の規定は指針案にある。

○岡部委員

最初に人で出た場合の連絡体制というものはどうなっているのか。

○喜田小委員長

実際は人より先に鳥でH5が見つかったので、あまり心配ないかもしれないが、連携は緊密にしておかないといけない。

○岡部委員

韓国で出ているが、韓国に行った人が持ち帰って発生することも想定される。

○喜田小委員長

厚労省は人や食品、農水省は家畜・家きんに責任を持つことになると思うが、人獣共通感染症についてはまだそういった意識が中心にはない。最近はどちらの委員会にも互いに入ってマニュアル作りをしようということを結核感染症課も言っている。

○岡部委員

実際は連絡が滞ることはないかもしれないが、指針に明記することは悪いことではないだろう。

○事務局

指針に書き込むかどうかはこれからの議論。法律上でいえば、必要があれば厚労大臣は意見を言えるようになっている。

○喜田小委員長

もっとはっきりと意識して記述すべき。

○山口委員

口蹄疫の指針では対策本部の設置ということが示されていると思うが、こういったことを盛り込んでも良いのではないか。

○事務局

インフルエンザの場合、農政サイドのみで本部を作るわけにはいかないだろう。家伝法の枠内の指針であるので、公衆衛生サイドの組織に言及することは難しいこともあり、規定することでかえって動きにくくなってしまう可能性もあるので、あえて口蹄疫とは書き分けた。

○喜田小委員長

位置付けとして口蹄疫やBSEと同じ扱いの文書であるなら、同様な内容を書けるのではないか。

○事務局

情報提供などについて、どこまで書けるのかチャレンジしてみる。

○喜田小委員長

意見はとりあげてほしい。ほかに何かあるか。

○寺門委員

口蹄疫の指針を検討するときにも言ったが、言葉の使い方の問題がある。「～が重要である」という結びが目立つが、法的にはどこまで重みのあるものか。

○事務局

まず、位置付けが「指針」であることから、方向付けを基本としていることから、このような書き方となっている。このスタイルは、感染症法に基づく指針を参考としている。参考資料にあるように、こちらの指針では、ほとんど「重要である」という書きぶりとなっている。法的にどの程度の重要性や責任を伴う表記なのか確認したい。

○喜田小委員長

直す必要があれば修正すべきなので、無理に厚労省にあわせる必要もない。ただ、基本的には指針であることを考えれば、具体的なことは要領で書けばよいとも思う。言い回しはいろいろあるだろうが、もう少し検討することでどうか。

○寺門委員

ワクチンの部分だが、備蓄は具体的に可能か。

○事務局

確定はしてないが、予算は要求している。予算が付けば、備蓄すべきワクチンとしては鳥インフルエンザワクチンの優先順位は高いと考えている。

○喜田小委員長

農水省としてのものか。

○事務局

そのとおり。備蓄する必要性のあるワクチンは検討会で決められることになるが、インフルエンザとウエストナイルは重要性から考えて、優先順位は高いと考えている。むしろ、本当にワクチンは有効なのか、意味があるのか、技術的に可能なのかを聞きたい。

○喜田小委員長

鶏に不活化ワクチンを打つことについては行政、研究者ともに反対している。効果としては、感染防御するわけではなく、重症化を防ぐ程度のものであり、ワクチン単価からしても経済的に割が合わない。さらに、伝播力が強いため、発生してから打っても間に合わない。発生後の血清調査を実施するときにも混乱するため、農家が勝手に打つべきではない。イタリア、米国、豪州では七面鳥用でH5、H7のものは打っているところがある。摘発淘汰が徹底できなかったことと、ワクチンを打ってしまったことで、清浄化ができなかったことがある。今の技術レベルや調査のことを踏まえれば、打たないほうが良い。OIEのスタンスも同様である。生ワクチンならともかく、不活化を打った後にウイルスが残るということは科学的には考えにくい。実際、ワクチンを打ったために、感染があっても気づかず、集団の中でウイルスが受け継がれるということは、証拠事例がないので指針に書き込まない方がよい。

○寺門委員

ワクチンの部分の記述は、口蹄疫の指針案と同様な記述になっている。

#### ○事務局

ワクチンを打つことに効果がないということであれば、記述を削除すべきかもしれないが、生産者サイドからすれば、安心の面から接種したいという要望はある。しかし、指針に書くのはやはり不適當か。

#### ○喜田小委員長

以前、香港で発生があった際に台湾の農業委員長に相談された。ワクチンメーカーと同じ大学教授からワクチン接種を進められていたようだが、そのような考えはよくないと言った。移動制限を定めて淘汰するという防疫対策をとるべき。農家が安心だから打つというのは科学的根拠はない。いろいろな意見はあるが、ワクチンを用いないという結論があるなら、方向性を示す指針には、備蓄ということまで書かないほうが良い。

#### ○大槻委員

「無計画・無秩序なワクチンの使用により・・・」という記述があるが、計画的に用いたとしても成功するわけではない。イタリアでは計画的に使って成功したかに見えたが、昨年も発生し、またワクチンを使用したという情報があった。きちんと使っても必ずしも清浄化できるわけではない事例である。やはりワクチンを用いると火の粉が残ってしまう。学術雑誌で報告されるかと思ったが、まだ報告が無いところを見ると完全に終結していないということだろう。喜田委員の言うように、私もワクチンの接種云々の記載を入れるというのは賛成ではない。

#### ○喜田小委員長

イタリアは七面鳥と言っているが、入ってくる情報の内容に七面鳥か鶏かの区別はない。ワクチンは七面鳥用に作っているもの。日本では七面鳥は飼っていないので鶏だと思いこんでしまう。いろいろ難しい問題はある。

#### ○岡部委員

ワクチンの開発自体はやる必要がある。将来的には有効なワクチンが開発されればまた違ってくるだろう。農家が安心のために打ちたいというが、安心は結果的に危険につながる可能性がある。安心のためのワクチン接種は、逆に危険であると感じる。

#### ○喜田小委員長

人のワクチンのことを考えると、新型ウイルスは鳥から来るので、鳥のワクチンをきちんとしないといけないということはもっともだが、不活化ワクチンである限りストレインはないので、人のほうでは人用の研究開発を進めることは必要であろうと思う。問題はどのようなワクチンを人や鳥、馬用に作っていくのかということで、相当深く考えないといけない。リアソータントを作る場合、人由来でないといけないと厚生省では考えているので、農水、厚生とがきちんと話し合っ、同じ株で良ければ一緒にやればよい。

#### ○岡部委員

開発は生ワクチンも含め、将来に渡ってサイエンティフィックにやる必要がある。

#### ○事務局

現場からは、ワクチンを使いたいという声も聞こえてくる。現場は実際どのように考えているのか。

#### ○深澤委員

現場はまだ緊迫感を感じていない印象。入ってきたら大変だという意識である。ワクチン

を使うというよりも、後始末が大変だという話しか聞こえてこない。実際に発生したとき、5万、10万羽という数になったとき、1羽1羽に打っていくのは現実的ではない。実際はそんなことはやってられないというのが生産者の感覚であろう。

○及川委員

個々の生産者から聞いたわけではないが、発生農場では、発生してから打つてもしょうがないということあると思うが、周辺農家の心情としては微妙なところ。いずれにしても間に合わないが。オーエスキー病ではワクチンを応用した防疫を実施しているが、こちらの要領では清浄化までの応用を記載している。実際にワクチンを使うのであれば清浄化までの記述がないと難しいだろう。

○喜田小委員長

インフルエンザは病原体の供給源が自然界にあり、完全に撲滅することができないという違いはある。撲滅可能なオーエスキー病などとは別のものと考えべき。

○事務局

備蓄してなんとか使えるようにするという議論をしているわけではない。1羽毎にワクチン接種している暇があったら殺処分した方が現実的であるというのはそのとおりと思う。口蹄疫のワクチンのイメージは処分に時間を要するため、その間のまん延を防止するための時間稼ぎという感覚。今までの話を聞くと時間稼ぎにすらならないという感じがする。

○深澤委員

鶏をケージから出すときは廃鶏となる時。取り出してワクチンを打っていくというのは現実的ではない。

○事務局

実際の話、現在、効果のあるワクチンはあるのか。

○喜田小委員長

予防可能なものはない。

○事務局

生産者からは、米国で使われているものは効果があるので使わせてほしいといったような話が聞こえてくる。自分のところから出したくないという思いもあるので、このようなことを言っていると思うが。

○深澤委員

感染防御ができれば別だが、まん延防止を目的とした発生時の接種を考えるのであれば、現実的ではない。

○事務局

このあたりも都道府県に意見照会をかけ、いろいろ意見は出てくると思うので、修正していきたい。

○大槻委員

2つ言わせていただきたい。1つは、この指針は高病原性を獲得したもので発生があったときのことを想定しているものと思うが、病原性が低いときに当てはめられるのか。もう1つは、野鳥から持ち込まれることを考えると、指針の対象となるべき農家は、ウィンドレス

鶏舎で獣医師に管理されている大規模養鶏場などではなく、バックヤードチキンなどと呼ばれている小羽数飼養農場、このような農場が最初の発生場所となる可能性があり、こういった農場を対象とするといったことを考慮すべき。必ずしも指針に記載しなくても良いのかもしれないが。

○喜田小委員長

高病原性の定義は必要か。マニュアルで定義を示しているので、ここでは記述しなくても良いのではないかと。

○大槻委員

指針案は病原性の強いものを想定しているかと思う。弱毒の場合、どの程度の取扱いとなるのか。弱毒であっても高病原性として扱うのであればいいのかもしれないが。

○喜田小委員長

最初の部分に定義を入れるのはどうか。野鳥からの侵入を考えて、バックヤードのモニタリングが必要ということだが、ウイルスは鶏に入る前に、アヒルや七面鳥にかかることになる。確かにウインドレスのモニタリングだけやってもしょうがないが、マニュアルにサンプリング対象を書いているのでいいのではないかと。モニタリングをするときは小規模農家を含めるとのことか。

○大槻委員

小規模農場を無視してはならないということ。

○喜田小委員長

指針には自然界から持ち込まれるということを記載していればよいのではないかと。

○事務局

モニタリングについて、マニュアルは発出されたばかりで、まさに動き出したところ。まず、県の実施状況を踏まえて検討させていただきたいが、書くとしてもマニュアルへの記載となると思う。マニュアルについては随時更新可能。

○事務局

情報提供だが、マニュアルができる以前からも、モニタリングを行っており1万7千検体ほどやっている。これらのターゲットとしては、管理がしっかりしているところよりも小規模農場や特用家きんを対象に行っている。

○喜田小委員長

マニュアルも変更すべきところがあれば言って欲しい。今までに出た意見は「重要である」という言葉の問題、口蹄疫やBSEの指針との並びを考慮するということ。また、詳しいところを指針に書き過ぎかもしれない。具体的なところはマニュアルに記載する方がすっきりするのではないかと。

○寺門委員

口蹄疫の小委員会の時にも同じ意見が出ている。

○事務局

参考とした感染症法の指針でも、その下に要領を作っており、形は似たようなものとなっている。

○喜田小委員長

マニュアルのほうに記述するほうが良いと思われるところは、そのようにしたらどうか。

○及川委員

指針案の第6のところは口蹄疫のものと同様な記述なのか。

○事務局

ほぼ同様。

○及川委員

「家畜防疫を総合的に進める指針」と今回の指針との位置付けの違いは。

○事務局

「総合的に進める指針」は家畜衛生全般に渡る根本的な基本方針であり、その下に個別疾病毎の方針として今回の指針が位置づけられる。総合指針は大臣公表だが、今回の指針のスタイルとしては告示になると思う。

○山口委員

3ページにあるように、患畜、疑似患畜の処分は家伝法上、所有者が実施することになっているかと思うが、現行マニュアルのなかで、「管理者は防疫作業にあたらぬものとする」とあるので矛盾しているように思う。

○事務局

いいわけになるかもしれないが、必要があれば見直すべきところかと思う。

言葉足らずであるかとは思いますが、マニュアルにある「農場の管理者」とは、実際に農場で作業に当たる従事者を想定している。指針でいっている「所有者」というのは、法律上、指示や命令をうける対象者を指しているもの。指針には法体系上、防疫措置を実施する義務を有する家きんの所有者を書いている。見直すとすれば、マニュアルの「農場の管理者」を「日常、農場での作業に従事している者」といった記述に書き換えた方が分かりやすいかもしれない。マニュアルにこう書いてある理由は2点あると思う。他の場所へまん延させないことと、疾病について専門的な知識を有していない者が病原体に接することを防ぐという公衆衛生上の配慮からこのように規定していると考えられる。

○山口委員

「農場の外に出ないこと」とか、「病原体を広げないために」などといったような言葉がないと、わかりづらい。

○事務局

人が機械的に広げるだけでなく、感染して生物的に伝播するということは実際にあるのか。

○喜田小委員長

人にいったものが鳥へ伝播したという報告はない。人に移ったものがその家族に移ったという報告はある。

○岡部委員

22ページの情報の公開についてだが、農水省では一般の人が情報を受け取れるという仕

組みはないのか。

○事務局

重要情報、トピックは記者発表なりをおこなって、随時ホームページで公表している。

○岡部委員

そういうことをやっていること自体は、養鶏をやっている人はわかっているのか。

○事務局

農水省が直接生産者に書面で知らせることはしていないが、都道府県を通じて知らせている。

○岡部委員

情報は、どこにあるかということもわかっていないといけない。

○事務局

ニューカッスルなどが出た場合には、家きん飼養者のみならず、愛玩鶏飼養者も含めて周知するよう、常にお願ひしてきている。

○岡部委員

19ページの臨床症状のところだが、鶏は消化器症状はないのか。

○喜田小委員長

カモはありうる。鶏の場合、最初のターゲットは呼吸器である。カモと鶏では細胞のレセプターが違う。下痢をおこすこともあるが。

○岡部委員

消化器症状はメルクマールにはならないということか。

○喜田小委員長

そのとおり。各委員は指針案とマニュアルをよく読んで意見を出してほしい。

○事務局

SARSの由来が、鳥からほ乳類にいて、それが人に来たという報道があったが、ウイルス病は本来そういうものなのか。

○岡部委員

新興感染症なんかはあり得る。ハクビシンが運び屋となって伝播したという可能性も考えられる。まだ結論は出ていないが。

○事務局

お願いになるが、一般の方は新聞などでこういった報道がされると、結論の出ていないことでも真実であるかのように受け取ってしまうため、機会あるごとに、先生方から是非正しい情報を提供してほしい。行政が説明するよりも専門家の方から言っただけであればありがたい。

○寺門委員

家きんの生産現場には牛と違ってなかなか入り込めない。指針を作ることも大事だが、こ



れを活かすようにしていくことが重要。絵に描いた餅にならないよう作ってもらいたい。

○喜田小委員長

現実的には、大規模養鶏場の大部分は管理獣医師がやっており、ガードが固い。協力得られない。米国では企業化が進んでおり、会社単位で防疫が認められている。現実との乖離があってはならない。

○深澤委員

家畜保健衛生所は大規模養鶏場では管理獣医師に話をする程度。実際は1,000~2,000羽程度の規模ところまでしか家保はなかなか入れない。その結果、実態として小規模養鶏場を対象としたモニタリングになっている。大規模農場に入り込めない実状と実際やるべきこととジレンマはある。地域差もあるがこういった日本全体の基本論として指針は整理しておくのであろう。

○大槻委員

生産者が行政を信用していない。我々も情報を得られる部分は限られている。家保は立入検査すると言っても鶏舎しかいかない。GPセンターへの検査は人の保健所が管轄しており、行政対応がバラバラになってしまっている。現場と行政がうまくいっていない面はある。

○喜田小委員長

指針とマニュアルについて修正等あれば言うて欲しい。今後のスケジュールは事務局から。

○事務局

年内に意見いただければありがたい。都道府県に対しても聞いていく。指針は、次回の委員会ではほぼ固めたいと考えている。時期は1月中で日程調整したい。

○喜田小委員長

それでは事務局の案に沿ってすすめていくことでよろしいですね。多くのディスカッションいただき、ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございます。指針を作るだけでなく、いろいろ課題をいただいたが、疾病についての正確な知識の普及というのは行政では限界があるところ。是非、それぞれの立場でご協力いただきたい。本日いただいた提案については検討させていただきたいと思う。年明けに第2回の委員会を開きたいと考えている。本日はご苦労様でした。